

ファクタリング被害 ホットライン

近年、貸金業登録のない業者がファクタリングを謳って
売掛金や給与などの債権の売買を装い、実質的に利息
制限法や出資法の上限利率を超える高い利息を取って
いる事案が増えています。

東京弁護士会では、この度、このようなファクタリングで苦
しんでいる方々のために、**無料電話相談**を実施することと
いたしました。この機会にぜひご相談ください。

2019年 **12月10日(火)**

午前**10**時～午後**4**時

03-3597-5502 (※)

相談対象：譲渡する債権の額と売買代金額の差が大きい
など、実質的に高利をとるファクタリングを
利用して、困っていらっしゃる方

※ 当日のみの専用回線になります。また、ご相談にあたっては、
通話料がかかります。

問合せ先：東京弁護士会法律相談課 03-3581-2206

主催：東京弁護士会